

昭和二十七年四月二十八日提出
質問 第三三三号

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十七年四月二十八日

提出者 林 好次

衆議院議長 林 讓治殿

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する質問主意書

第十回国会を通過した資金運用部資金法によつて、主題年金の積立金は、現在大蔵省資金運用部に預託され、他の政府資金とともに一括運用されている。

しかしながら、これが創始の当時、すでにかかる資金は、一般財政の用に供することは絶対に避け、もつぱら社会政策的事業に使用すると同時に、あくまで加入者階級の福祉増進のために用いると明言され、その契約募集の維持と該資金の運用権との一体性が確認されてきたのである。もち論、戦時中の資金統制や戦後の占領政策等により、現象面に多少の経緯があつたにせよ、今や資金運用権の自主性回復すなわち郵政省への復元という要請は、加入者階級の利益擁護という本来の立場から世論の強力な支持を反映しつつある。しかも、ドツジ書簡に基く資金運用部資金法は、政府によつて「ごく臨時的のもの」と説明され、また、法案通過の際、参議院では「あとう限り近い将来において、郵政省にその運用権を移管する要あり。」の附帯決議が行われ、政府もこれに善処を約しているのである。

今や、地方公共団体の財政経理の窮状は社会政策的事業の停滞を招き、これが地方債の消化、ことに長期資金の調達は全く行悩みの実情である。主題の年金積立金に、本来果すべき使命を返して、かかる実情打開の一助たらしむるには、可急的速やかに該運用権を郵政省に還元しなければならぬ。

以上の点に対する政府の所見如何。

右質問する。